

# 平成26年広島県大雨災害義援金募集要綱

第8版

社会福祉法人 広島県共同募金会

広島県では8月19日からの大雨により、広島市安佐南区及び安佐北区において大規模な土砂災害が発生し、死者及び行方不明者の多くの犠牲者が出ています。また、家屋の損壊も多数発生したため、広島市に災害救助法が適用されました。

広島県共同募金会では被災者支援のため、次のとおり義援金を受け付けます。

## 1 義援金名

平成26年広島県大雨災害義援金

## 2 募集期間

平成26年8月22日(金)から 同年12月26日(金)まで

## 3 受付方法

### (1)口座振込み

金融機関	口座番号	口座名義
広島銀行 <small>みかわちょう</small> 三川町支店	普通 0620947	社会福祉法人 広島県共同募金会
※全国地方銀行協会加盟の銀行の窓口で、振り込み手数料が無料扱いとなります。 備考欄に「平成26年広島県大雨災害義援金」とご記入ください。		

広島県信用農業協同 組合連合会 本所	普通 0004791	社会福祉法人 広島県共同募金会
※全国のJAバンクの窓口で、振り込み手数料が無料扱いとなります。 備考欄に「平成26年広島県大雨災害義援金」とご記入ください。		

ゆうちょ銀行	00920-5-234852	広島県共同募金会 (広島県大雨 災害義援金)
※全国のゆうちょ銀行の窓口で、振り込み手数料が無料扱いとなります。 窓口にて「広島県大雨災害義援金」である旨、お申し出ください。		

※ 上記3行へのATMからの通常払い込みは有料となります。

※ 救援物資の取り扱いはいたしておりません。

(2) 現金書留について（郵送料金免除）

**宛先** 〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内  
社会福祉法人 広島県共同募金会

※ 宛名のところに「救助用」と明記してください。

・郵送料無料扱い期間 平成26年8月25日(月)～12月26日(金)まで

(3) 現金持参

広島県共同募金会及び県内各市町共同募金委員会で受け付けます。

4 義援金の取扱い

広島県、広島県共同募金会、日本赤十字社広島県支部、NHK広島放送局及びNHK厚生文化事業団による義援金配分委員会を通じて、被災者へ配分いたします。

5 義援金の課税上の取り扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当します。各金融機関等での振込金受領書又は本会発行の領収書をもって税法上の優遇措置対象となります。

6 領収書の発行

寄付者が義援金について税制上の優遇措置(所得税、法人税)を希望される場合は、申し出により後日、本会より領収書を発行いたします。

※ 平成26年8月22日施行

8月25日改正(第6版)

9月 1日改正(第7版)

9月 3日改正(第8版)